

## 食 事 療 養 費 に つ い て

入院し食事の提供を受けた場合は、食事療養費として下記の金額を負担していただきます。

| 区 分                       |                             | 1食あたり |
|---------------------------|-----------------------------|-------|
| 一 般 の 世 帯                 |                             | 510円  |
| 住 民 税<br>非課税世帯<br>低 所 得 Ⅱ | 過去12ヶ月間の入院日数90日まで           | 240円  |
|                           | 過去12ヶ月間の入院日数91日以上<br>(長期該当) | 190円  |
| 低 所 得 Ⅰ                   |                             | 110円  |

※ 住民税非課税世帯の方は、保険者の発行する「標準負担額減額認定証」を提出してください。

※ 70歳以上の低所得Ⅱ・低所得Ⅰの方は、保険者の発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提出してください。

## 療養病棟に入院した場合の食費・居住費について

70歳以上の方が、療養病棟に入院した場合は、原則、食費と居住費として下記の金額を負担していただきます。

ただし、患者様の病状等により負担額が変更になる場合があります。

| 区 分        | 食事(1食あたり) | 居住費(1日あたり) |
|------------|-----------|------------|
| 一般(下記以外の人) | 510円      | 370円       |
| 低 所 得 Ⅱ    | 240円      | 370円       |
| 低 所 得 Ⅰ    | 140円      | 370円       |
| 老齢福祉年金受給者  | 110円      | 0円         |

令和7年4月  
病 院 長